

## 放送受信料免除申請書

日本放送協会 宛

「令和6年能登半島地震」による被害を受けたため、日本放送協会放送受信料免除基準第1項(8)に該当しますので、申請します。

お名前 (契約者氏名)			
ご住所 (り災場所)	(〒 - )		
電話番号	自宅	-	-
	携帯電話	-	-

世帯のみなさま全員が引越しされている場合は、住所変更のお手続きが必要です。住所変更のお手続きを希望される方は、以下の転居先住所をご記入ください。

(一時的な避難等で住所変更のお手続きが不要の場合、ご記入は不要です。)

転居先住所	(〒 - )
-------	--------

≪個人情報の利用目的≫記載していただいた個人情報は、次の目的で利用します。1.受信料の契約・収納活動(割引の適用要件や解約に該当する事実の確認等を含みます) 2.免除基準の適用 3.放送の受信に関する相談業務およびNHK共聴の維持・運営業務 4.放送やイベントのお知らせ 5.放送文化・普及・受信に関する調査へのご協力をお願い

### 免除の手続きについて

- こちらの「放送受信料免除申請書」に「り災証明書の写し(コピー)」を添えて、下記お住まいの地域のNHKまでお送りください。
- 受信料を既にお支払い済みの場合は、お支払い済みの期間を6か月間繰り下げさせていただきます。
- お支払い期間の繰り下げではなく、ご返金を希望される場合や、その他ご不明な点がございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

#### 【送付先】

- NHK金沢放送局 経営管理企画センター 〒920-8644 石川県金沢市広岡3-2-10
- NHK新潟放送局 経営管理企画センター 〒951-8508 新潟市中央区川岸町1-49
- NHK富山放送局 経営管理企画センター 〒930-8502 富山市新桜町4-8
- NHK福井放送局 経営管理企画センター 〒910-8680 福井県福井市宝永3-3-5

#### 【お問い合わせ先(共通)】

フリーダイヤル 0120-372291 (受付時間: 平日 午前10時~午後5時)